

平成 27 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 72 号 説 明 資 料

平成 27 年 11 月 27 日

大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～5
参考関係法令	-----	6～9

子育て支援課

大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

○ 改正概要

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の施行により、児童福祉法等の特例規定として、保育を担う人材の確保を図るため、国家戦略特別区域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）が創設されたことに伴い、大磯町保育所条例等の一部を改正するものです。

○ 改正内容

1 改正する条例

- (1) 大磯町保育所条例
- (2) 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正する内容

神奈川県全域が国家戦略特別区域に指定されていることにより、地域限定保育士の創設に伴い、保育士の定義に地域限定保育士を追加します。

3 施行日

施行日は、公布の日とします。

大磯町保育所条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 （職員）</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士 <u>（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 （職員）</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p>

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 家庭的保育事業 第23条 省略 (職員) 第24条 省略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) 省略 3 省略 第25条～第27条 省略 第3章 小規模保育事業 第1節 省略 第2節 小規模保育事業A型 第29条 省略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>特区法第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 省略 第31条 省略 第3節・第4節 省略 第4章・第5章 省略</p>	<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 家庭的保育事業 第23条 省略 (職員) 第24条 省略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) 省略 3 省略 第25条～第27条 省略 第3章 小規模保育事業 第1節 省略 第2節 小規模保育事業A型 第29条 省略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 省略 第31条 省略 第3節・第4節 省略 第4章・第5章 省略</p>

改正案

現行

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第10条 省略 （職員）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 省略 （職員）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p>

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 抜粋

(児童福祉法等の特例)

- 第12条の4 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の1の3の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1章第6節及び第48条の3第2項の規定を適用せず、次項及び第4項から第19項までに定めるところによる。
- 2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。
- 3 第1項の区域計画には、第8条第2項第4号に掲げる事項として、国家戦略特別区域限定保育士事業を実施する区域（以下この条において「事業実施区域」という。）を定めるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- 5 認定区域計画に定められた事業実施区域を管轄する都道府県の知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者は、当該事業実施区域において、国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

- 6 国家戦略特別区域限定保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能について前項に規定する都道府県の知事が行う。
- 7 国家戦略特別区域限定保育士は、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときは、その資格を得た事業実施区域を明示してするものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。
- 8 児童福祉法第1章第6節（第18条の4から第18条の7まで、第18条の8第1項及び第2項並びに第18条の23を除く。）及び第48条の3第2項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条の8第3項及び第18条の11第1項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第18条の9第1項及び第3項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第18条の10第2項	この法律（	国家戦略特別区域法第12条の4第7項、同条第8項において準用するこの法律（同項において準用する
第18条の18第1項及び第2項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿
第18条の18第3項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第18条の19第1項第1号	第18条の5各号	国家戦略特別区域法第12条の4第4項各号
第18条の24	この法律	国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用するこの法律
	指定保育士養成施設、保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験

- 9 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第45条第1項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 10 国家戦略特別区域限定保育士は、第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録の日から起算して3年を経過した日（次項において「3年経過日」という。）以後においては、児童福祉法第18条の6第2号に該当する者とみなす。
- 11 国家戦略特別区域限定保育士は、3年経過日に、第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第8項において準用する同条第1項の登録は、当該3年経過日に、その効力を失うものとする。
- 12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にある場合であって、当該認定区域計画に第8条第2項第4号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第6項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第5項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第12項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第11項において同じ。）の長」と、第6項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第8項中「次の」とあるのは「同法第18条の8第3項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第12条の4第12項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第18条の9第1項及び第2項、第18条の10、第18条の13から第18条の15まで、第18条の16第1項、第18条の17、第18条の18第3項、第18条の19並びに第18条の20中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第18条の9第3項及び第18条の18第2項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。
- 13 第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用に

については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法第15条第1項	児 童 福 祉 法	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する児童福祉法
認定こども園法一部改正法附則第5条第1項	児 童 福 祉 法	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する児童福祉法

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(1) 第9条第1項の規定による認定区域計画の変更（事業実施区域を変更するもの又は第8条第2項第2号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めないこととするものに限る。）の認定

(2) 第11条第1項の規定による認定区域計画（第8条第2項第2号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

15 第8項において準用する児童福祉法第18条の22の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

16 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

17 第8項において準用する児童福祉法第18条の8第4項又は第18条の12第1項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

18 正当な理由がないのに、第8項において準用する児童福祉法第18条の16第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関（第8項において準用する同法第18条の9第1項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

19 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7項の規定に違反した者

(2) 第8項において準用する児童福祉法第18条の19第2項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの